

拠点間通信サービス 規約

第1章 総則

第1条（規約規約の適用）

アイピースージャパン株式会社（以下、「IPJ」といいます。）は、IPJが提供するIPSTAR GEOブロードバンド・サービス S-Plan（以下 S-Plan）のオプション・サービスとして、拠点間通信サービス（以下、本サービス）を提供します。

第2条（規約の変更）

IPJは、本規約を変更することがあります。本サービス提供条件は、IPJのウェブサイトに掲載されている最新版の規約によるものとします。

第3条（定義）

本規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下の通りとします。

- ① 「IPSTAR GEOブロードバンド・サービス S-Plan 契約」とは、「契約者」がIPJから本サービスの提供を受けるための前提となる基本の契約をいい、IP電話サービス契約（以下、「本契約」といいます。）はIP電話提供のための契約をいい、その他、IP電話サービス契約申込書（以下、「申込書」といいます。）」、「IPSTARウェブサイトポリシー」、「プライバシーポリシー（個人情報保護に関する方針）」、「IPSTARフェアアクセスポリシー」で構成されます。
- ② 「契約者」とは、申込書の『ご契約者』欄に記名、捺印した個人、法人または団体でIPJと本契約を締結した当事者をいいます。
- ③ 「利用者」とは、第4条第4項に限定する範囲で契約者の管理の下、契約者が本サービスの利用を許諾した者をいいます。
- ④ 「販売店」とは、ユーザーターミナルの販売、設置作業（工事）、申込書・各種届出書の取り次ぎ、アフターサービス（テクニカルサポート、保守対応）全般を行うIPJが技術認定した提携有資格事業者をいいます。
- ⑤ 「設置事業者」とは、電話端末の設置作業を行う事業者でIPJまたは「販売店」と作業請負契約を締結した企業です。
- ⑥ 「月額料金」とは、本サービスを1か月間利用するに当たり発生する定額制の料金の合計金額をいいます。
- ⑦ 「拠点」とはIPSTAR GEOブロードバンド・サービス S-Plan 契約を契約したユーザーターミナルと、本サービスに用いられるVPNルーターが設置された、契約者が管理または使用できる施設をいいます。
- ⑧ 「VPNルーター」とは本サービスに用いられる当社供給・または指定するVPNルーターのことを指します。

第4条（拠点間通信サービス概要）

本サービスは、S-PlanによるIPネットワークを利用して行う、2カ所以上の拠点をVPNによって接続して構成される閉域網でグループ通信できるサービスです。契約者はVPNネットワークを自由に設計することができますが、VPNネットワーク設計の妥当性は契約者の責任となります。本サービスに用いるVPNルーターは、IPJが提供または推奨する機種に限ります。VPNルーターは親機型と子機型の2種類ありますが、契約者は親機型VPNルーターを最低1台購入するものとします。2台目以降のVPNルーターは親機型でも子機型でも契約者は自由に選択できます。

第2章 契約手続き

第5条（契約の申込み）

- 1) 本サービスの利用を希望する個人、法人または団体（以下、「申込者」といいます）は、IPJの定める方法に従い、契約の申し込みを行うものとします。本サービスの最短利用期間は12ヶ月とします。
- 2) 本契約は、拠点1カ所あたり1契約の申込みが必要です。
- 3) IPJは、必要事項が全て記入され捺印された申込書がIPJまたは販売店に提出された時点で、『ご契約者』欄に記載のある申込者が本契約の全ての内容を理解し了承しているものとみなします。また、IPJは契約者のS-Planの加入状況を参照し、問題が無いことを確認して申込みを受け付けます。
- 4) 契約者は、本サービスの利用を、契約者自身の完全なる管理の下、次の各号の者に許諾できるものとし、IPJはそれを承諾します。本項に基づき契約者に利用許諾された者を「利用者」といいます。
 - ① 契約者の同居の家族。契約者が法人・団体の場合はその役員・従業員またはそれに属する者。
 - ② 申込書の『月額料金ご請求先』欄および『設置場所』に記載される者とその同居の家族。記載される者が法人・団体の場合はその役員・従業員またはそれに属する者。
 - ③ その他契約者が本サービスの利用を認めた者。
- 5) 申込者（契約者）は、申込書の提出を行った時点で、利用者が申込者（契約者）と等しく本契約の全ての内容を理解し了承していることについて責任を負うものとします。申込者（契約者）は、本契約が成立した以降、利用者が本サービスを利用するにあたり行う行為の一切について一元的にIPJおよび第三者に対し責任を負うことを了承するものとします。

第6条（申込みの承諾・本契約の成立）

- 1) IPJ は、契約の申込みに対し、必要な審査を行った後、直接もしくは販売店を通じて申込みの承諾・不承諾を申込者に通知します。IPJ が申込みの承諾の通知を申込者（契約者）または販売店に行った時点で本契約が成立し、申込者は契約者となります。
- 2) 契約者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかである場合は、事前に親権者または法定代理人もしくは同意権者の書面による同意が必要となります。

第7条（申込みの不承諾）

IPJ は、以下のいずれかに当たる場合、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 1) 申込書の記載内容に虚偽、誤記または記入漏れがある場合。
- 2) 申込者が過去に IPJ から何らかの理由により契約を解除されたことがある場合。
- 3) 申込者が申込み時点で、既に契約中のサービスについて利用料金の支払いを怠っている、または過去に怠ったことがあり、今後も支払遅延が発生する可能性があるとして IPJ が判断した場合。
- 4) 申込者が希望する設置内容、仕様、設置場所などについて IPJ または販売店の業務の遂行上または技術上支障がある場合。
- 5) 申込者が本契約に違反するおそれがあると IPJ が判断した場合。
- 6) IPJ が社内もしくはグループ内規程に基づき不適切と判断した場合。

第8条（譲渡禁止等）

契約者は、別途事前の書面による IPJ の合意の無い限り、本サービスの提供を受ける権利その他の本契約に基づく債権債務を名目のいかんを問わず、また有償・無償を問わず、第三者に譲渡、再販売、貸与し、または担保に提供することはできません。

第3章 料金および支払い方法

第9条（VPN ルーターの台数と購入）

VPN ルーターの購入は契約加入時に IPJ または販売店より見積・販売されます。VPN ルーターの台数は、契約者により作成されたネットワーク設計に基づきます。特に指定が無い場合は、1 つの拠点用に親機型 VPN ルーター1 台、他の拠点に子機型 VPN ルーターを手配します。

第10条（月額料金など）

契約者は、IPSTAR GEO ブロードバンド・サービス S-Plan 契約の、料金計算、請求、支払の手法に従って、本サービスの料金を契約数分支払うものとします。

第11条（本サービス料金の改定）

- 1) 本サービスに関わる全ての料金（特約サービスを除く）は、IPJ のウェブサイトに掲載されます。サービス料金は、3 ヶ月間のウェブサイト上の告知の後、改定されることがあります。契約者は定期的にウェブサイトを確認し、最新の料金情報を取得するものとします。
- 2) IPJ が新たに導入する新サービスについては、前項の告知期間に囚われることなく発表および発売開始がなされます。

第4章 契約者による契約内容変更

第12条（契約者の情報、契約内容の変更）

- 1) 契約者の情報は、IPSTAR GEO ブロードバンド・サービス S-Plan 契約に基づいて登録されます。
- 2) 契約者が、契約数や、契約する拠点の変更をする場合は、毎月 15 日までに所定の方法にて IPJ に変更の届け出を行うことで、原則として翌月分から変更が実施されます（届け出は 15 日必着とします）。届け出の到達が 16 日以降になった場合は、翌々月分からの変更となります。
- 3) 本章各条に規定する変更申請は、契約者のみが行うことができ、「利用者」は行うことができません。
- 4) 変更届を怠ったことにより契約者または利用者が不利益を被ったとしても、IPJ は一切の責任を負いません。

第13条（解約の申し出）

- 1) 契約者が本サービスの解約を希望する場合は、毎月 15 日までに所定の方法にて解約の届け出を行うことで、その月の末日をもって本契約は解約となります（届け出は 15 日必着とします）。届け出の到達が 16 日以降になった場合は、翌月末日をもって本契約は解約となり、契約者には翌月の月額料金の支払義務が発生します。
- 2) 契約者が解約手続きを行っても、既に発生している未払いの月額料金、延滞利息、その他一切の負債についての契約者の支払義務は免除されません。
- 3) 契約者が IPSTAR GEO ブロードバンド・サービス S-Plan 契約の契約を解除する場合、本サービスの契約も同じく解除されます。
- 4) 本サービスを解約した場合、IPJ は契約者が購入した VPN ルーターの買い戻しはしません。

第5章 契約者の義務・ご利用条件

第14条（本サービス利用環境の整備）

- 1) 契約者は申込時に、本サービスを利用する場所の住所を IPJ に連絡しなければなりません。
- 2) 契約者が本サービスを申込した後、IPJ は初期設定を行った VPN ルーターを利用申請された住所に送付します。契約者は VPN ルーターのネットワークへの接続を自ら行います。IPJ または販売店が契約者に代わって設置・接続作業を行うことも可能ですが作業料金が発生する場合があります。
- 3) その他、契約者は適切に本サービスを利用するために使用環境の確保を行います。
 - ① S-Plan によるネットワークと、VPN ルーターのネットワークとの接続性の確保。
 - ② IPJ、販売店もしくは設置事業者が設置などを行う場合、それらの作業者が屋内外の設置作業を安全かつ適切に行うことのできる環境。

第15条（契約者の責任）

- 1) 契約者は、本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為とその結果についての責任を負います。
- 2) 契約者が第5条（契約の申込み）に基づき「利用者」に本サービスの利用を許諾し、これを利用させる場合は、本規約および本契約に基づく契約者の義務を「利用者」にも遵守するよう管理し、契約者は、「利用者」が行った一切の行為について IPJ および第三者に対し責任を負わなければなりません。
- 3) 契約者は、自己および利用者など自らが管理する者による本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、問い合わせ、クレーム等が通知された場合および紛争が発生した場合は、自己の責任と費用負担をもってこれらを処理解決するものとします。
- 4) 契約者は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームなどがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用負担において処理解決するものとします。
- 5) 契約者は、自己および利用者など自らが管理する者による本サービスの利用をして為された一切の行為に起因して IPJ または第三者に対して損害を与えた場合（契約者が本規約および本契約上の義務を履行しないことにより IPJ または第三者が損害を被った場合を含みます）、自己の責任と費用負担においてその損害を賠償するものとします。

第16条（本契約内容の改定と契約者の位置づけ）

- 1) 契約者は、本規約その他本契約を構成する規約等が予告なく変更されることを承諾し、定期的にこれらが掲載される IPJ のウェブサイトにて最新の内容を確認するものとします。
- 2) 本契約のいかなる改訂も、IPJ のウェブサイトに掲載された日またはそこに指定された日から効力を有するものとします。契約者は、かかる改訂後に本サービスの利用を継続する場合、改訂後の最新の契約内容に拘束されたことに同意したとみなされます。

第17条（通信の秘密保護）

- 1) IPJ は、通信の秘密に係る契約者の情報について、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）第 4 条を遵守した取り扱いを行うものとします。
- 2) 前項にかかわらず、IPJ は、契約者の同意がある場合、または法令の定め（当社の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。）に基づいて許容される場合は、前項に定める通信の秘密を知得、利用（通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、および、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で公開することを含む。）、または第三者に開示する場合があります。契約者はあらかじめこれらについて同意するものとします。
- 3) 契約者の自営端末等が原因で通信の秘密が侵されるおそれがあると認めた場合、IPJ は、契約者に本サービスを利用して伝送するデータを第三者が傍受できない措置をとるよう通知します。この場合、契約者は速やかにそれに従わなければなりません。

第18条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して本条各号の全ての行為を行わず、また利用者を含む第三者にも行わせないものとします。IPJ は、契約者または利用者が本条各号の禁止事項の一部にでも関与したと認めた場合、予告なく即座に本サービスの無期停止あるいは契約解除の措置をとることができます。

- ① 本サービスを利用して入手した IPJ または他の著作権者が著作権を有するデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア、画像、音楽、音声など（以下、合わせて「データ等」といいます）について、著作権法で認められた私的使用の範囲を超える複製、販売、出版放送、公衆送信の為に利用する行為。
- ② 本サービスを利用して入手したコンピュータ・プログラムに対し、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行うこと。また、著作権侵害防止のための技術的保護手段の施されたデータ等に対し、当該手段の回避を行うこと。
- ③ 第三者の著作権、商標権、特許権、実用新案、意匠権等の知的財産権、企業秘密その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。これには契約者個人の使用に供する為に「海賊版」や適法に許諾を得ていないソフトウェアのインストールまたは配布を含みますが、これらだけに限りません。
- ④ 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- ⑤ 第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または他社の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- ⑥ 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物などの禁制品の製造、販売もしくは入手に関わる情報を送信または表示する行為。賭博、業務妨害、詐欺その他の犯罪の手段として利用する行為、犯罪を助長し、または誘発するおそれのある情報を送信または表示する

行為。

- ⑦ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する風俗、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- ⑧ ストーカー行為等の規制などに関する法律に違反する行為。
- ⑨ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為、あるいは詐欺的な商品、製品、サービスを販売したり、勧誘を行う行為。
- ⑩ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制および当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
- ⑪ アクセス可能な第三者の情報を改ざん、消去する行為。
- ⑫ 他者または他の契約者の名前、ユーザーネーム、パスワードを使いまたはその他の方法で他の契約者のアカウントにアクセスしようと試みる行為。
- ⑬ 他者または IPJ になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます）。
- ⑭ ローカル環境で行うインターネットを介するかを問わず、有害なプログラム、スクリプトコマンドを使用または第三者に送付すること、あるいは第三者が受信可能な状態に置くことで意図的に第三者の通信を妨害、または不能にすること。
- ⑮ 選挙の事前運動、選挙運動および「公職選挙法」に抵触する行為。
- ⑯ 他者に対し、無断で広告、宣伝、勧誘などの電子メールまたは嫌悪感を抱かせる電子メール（そのおそれのある電子メールを含みます）、悪意のあるメールを送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為、および当該依頼に応じて転送する行為。
- ⑰ 他者の設備または本サービスの設備に無権限でアクセスし、悪意あるプログラム（マルウェア）を導入し（例えばウイルス、ワーム、トロイの木馬、Eメールボム等）、またはポートスキャン、DoS 攻撃もしくは大量のメール送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為（そのおそれのある行為を含みます）。
- ⑱ サーバー等のアクセス制御機能を解除または回避するための方法、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。本人の同意を得る事なくまたは詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます）により他者の個人情報を取得する行為。
- ⑲ 法令に基づき監督官庁などへの届け出、許認可の取得などの手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- ⑳ 通信のふくそを生じさせるおそれがある行為
- ㉑ 上記各号の他、法令または本規約および本契約に違反する行為。公序良俗に違反する行為（暴力を助長し、誘発するおそれのある情報や残虐な映像を送信または表示する行為。心中の仲間を募る行為等を含みます。）
- ㉒ 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。
- ㉓ 上記各号の行為を行うこと、または企てる者に対して許諾、援助、教唆、賛助、奨励する一切の行為。

第6章 サービス水準

第19条（通信衛星の特性による通信断）

本サービスは、通信衛星を利用しています。そのため、有線網によるインターネット接続にはない以下のような要因により通信断が発生することを契約者は承諾しなければなりません。IPJ は、このような通信断により契約者、利用者または第三者に損害が生じた場合といえども、本規約で特に定める場合を除き、一切の責任を負わず、また、落雷証明その他の保険請求資料等の作成、協力は致しません。

- ① 制御地球局およびユーザーターミナル設置場所における激しい降雨・降雪の他、厚い雨雲・雪雲、雷雲の発生。
- ② アンテナ面に直接付着し電波の送受信を妨げるもの：雪（氷）、火山灰など。
- ③ アンテナと通信衛星の間に置かれた電波の遮蔽物：樹木、建築物、盛り土、車両、洗濯物、鳥など。
- ④ 強風、車両との衝突などによりアンテナの傾きがずれた場合。

第7章 IPJ による本サービスの変更、停止、終了

第20条（IPJ の責に帰さない一時的なサービス提供停止）

- 1) IPJ は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの一部あるいは全部の提供を一時的に停止することがあります。
 - ① S-Plan に関連する施設、設備等の定期的または緊急に行われる点検・保守作業・制御地球局間の切り換え。
 - ② S-Plan、インターネット回線、S-Plan の管理外にある音声電話回線の設備、機器等の火災、停電。
 - ③ S-Plan、インターネット回線、S-Plan の管理外にある音声電話回線の敷設地域における極端な気象変動、地震、噴火、洪水、津波、伝染病などの天災や戦争、政変、本サービス運用に関わる各国の緊急事態、動乱、暴動、騒乱、労働争議など。
 - ④ 前号に挙げた非常事態が発生するおそれが予測される場合あるいは実際に起きた場合で、それらの救護・対策が公共の利益、秩序の維持の見地から契約者より優先的に通信回線を確保する必要があると IPJ が認めた場合。
 - ⑤ その他、日本の関連法規、回線運用上または技術上 IPJ が必要と判断した場合。
- 2) IPJ は、本条第1項各号の事由により本サービスの提供を停止する場合、予めその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、その限りではありません。

- 3) IPJ は、本条第 1 項各号のいずれかの事由により本サービスの提供が中断し、契約者、利用者または第三者に損害が及んだとしても、本規約で特に定める場合を除き一切の責任を負わないものとします。

第 21 条（契約者による本規約の違反等によるサービス停止および契約解除）

- 1) IPJ は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することができます。停止は、別途本規約で定めのない限り、その事実が解消されるまで続きます。
- ① 契約者が S-Plan の第 13 条第 3 項に違反したとき、第 14 条第 1 項に基づきサービスは停止されます。（支払遅延）
 - ② 契約者が S-Plan の規約第 29 条第 1 項、第 4 項に違反したとき。（ユーザーターミナルの維持管理義務）
 - ③ 契約者が第 17 条に従わないとき。（通信の秘密保護）
 - ④ 契約者または利用者が第 18 条各号のいずれかに違反したとき。（禁止事項）
 - ⑤ 契約者または利用者が IPJ の正当な行為を妨害したとき。
 - ⑥ 契約者または利用者の本サービス利用によって、IPJ が電波法または放送法などに規定する放送を行うこととなるとき。
- 2) IPJ は、前項に基づき本サービスを停止した場合で停止期間が 14 日以上となったとき、本契約の解除を行う場合があります。
- 3) IPJ は、本条第 1 項各号に基づき本契約を解除する際は、予め契約者にその旨を書面にて通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、一切の通知なく直ちに契約を解除する場合があります。
- 4) IPJ は、本条第 1 項⑥号に該当する事態が生じた場合、同項に規定するサービスの停止を行わず、直ちに契約を解除することがあります。
- 5) 本条第 2 項ないし第 4 項により本契約が解除された場合でも、契約終了日が属する月の月額料金などは発生します。契約終了日が属する月の翌月以降分の月額料金などが既に支払われている場合、IPJ は契約者に対し、当該翌月以降分の既払料金から、それまでに生じている IPJ および販売店に対する一切の債務を差し引いた残額を返金します。但し、返金のための振込手数料は契約者の負担とします。

第 22 条（損害賠償責任の制限：IPJ の事由による本サービス提供の終了）

- 1) IPJ は、ウェブサイトおよび書面による通知により事前予告をした上で、本サービスの全部または一部の提供を終了する場合があります。
- 2) IPJ は、サービスの提供の終了の際、前項の手続きを経ることで、次項に定めるものを除き、**通常損害、特別損害、拡大損害**等名目のいかなを問わず、通信の切断またはサービスの終了に伴い契約者および利用者が被る可能性のある一切の損害に対する賠償責任を負わないこととします。
- 3) 本サービス最終日が属する月（暦月の 1 日から起算します。）のうち、サービス提供が出来ない場合で既に月額料金などが支払われている分について IPJ は、第 22 条第 1 項および 2 項（損害賠償責任の制限：IPJ の事由による 24 時間単位の本サービス停止）と同様に支払を要しない時間数と金額を算出し、速やかに契約者に返金します。但し、返金する料金に対しては利息を付しないものとします。
- 4) IPJ は、本サービスの提供終了が IPJ の責に帰すべき事由によらずに行われる場合は、契約者および利用者に対し、一切責任を負わないものとし、本条第 3 項は適用されません。

第 23 条（免責事項）

- 1) IPJ は、VPN ルーター他、本サービスにかかる装置の故障または不具合に起因して、お客様の他の財物、身体またはその他について生じた間接的な損害に対する責任を一切負いません。但し、当該損害が IPJ の故意または重過失により生じた場合は、この限りではありません。
- 2) 第 22 条（損害賠償責任の制限：IPJ の事由による 24 時間単位の本サービス停止）、第 22 条（損害賠償責任の制限：IPJ の事由による本サービス提供の終了）に定める他、IPJ は、本サービスを提供できなかったことにより発生する契約者、利用者または第三者の損害に対し賠償の必要が発生する場合、本約款で定める場合を除き、当該月に支払われた金額を上限として賠償額を設定します。また VPN ルーターの故障に起因する事象は、損害賠償責任の範疇から除外します。
- 3) IPJ は、本サービスを提供できなかったことにより発生する契約者、利用者または第三者の損害に対し、本規約で定める場合を除き、一切責任を負いません。

第 24 条（不可抗力による免責）

以下による IPJ の責めに帰すことができない事由により本サービスの提供が不可能または困難となった場合（以下を含みますがこれらに限られません）、IPJ は一切の責任を負いません。

- ① 気象状況：激しい降雨・降雪、落雷、突風、雹、台風など
- ② 天災：地震、津波、水害、噴火、伝染病など
- ③ 宇宙における自然変動：食、小惑星の影響などによる太陽雑音など
- ④ IPJ が管理できない他機関、企業、第三者による制御地球局、通信衛星、各ユーザーターミナルに向けての電波干渉
- ⑤ 戦争、検疫、ストライキ、政変、本サービス運用に関わる各国の緊急事態、暴動などの事象および管轄権を有するいかなる裁判所・政府または取締機関による指導など

第8章 保守

第25条（VPN ルーターの保証期間と保証範囲）

- 1) IPJ は、別途取り決めのない限り、VPN ルーターの保証期間を本サービス開始日から 12 ヶ月間とします。但し、契約者または利用者などによる修理、改造、過失を含む不適切な取り扱い、または落雷を含む自然災害による不具合は保証の対象外となります。
- 2) 契約者が設置している VPN ルーターが、IPJ の推奨機種、または IPJ からの購入品で無かった場合、IPJ は該当 VPN ルーターの保証や各種サポートを行うことができません。

第26条（アフターサービス：保守、テクニカルサポート、各種届出書申請取り次ぎ）

- 1) 本サービス、ユーザーターミナルのアフターサービス全般については、販売元が窓口となり、契約者からの相談、問い合わせに応じます。
- 2) 販売店がわからない場合は、IPJ のカスタマーサポートまでお問い合わせください。カスタマーサポートの問い合わせ先は、IPJ ウェブサイト <https://www.ipstarjapan.com/#contact> をご覧ください。なお、サポートの対応時間（メールの場合は返信できる時間）は平日の 10 時から 17 時です。

第27条（不具合発生時の契約者による問題解決支援）

- 1) VPN ルーターの不具合が疑われる現象が確認された際、契約者は IPJ による現象・問題切り分け作業に誠実に対応するものとします。
- 2) VPN ルーターの修理、または現象確認のために現品を IPJ、または VPN ルーターのメーカーに返送する必要がある場合、VPN ルーターの取り外しと送付作業と、送料は契約者・利用者の負担とします。修理品を契約者・利用者に返送する費用は、IPJ の負担とします。
- 3) VPN ルーターが故障し修理不可能と判明した際、契約者は、サービス利用継続する場合は、新たに適切な VPN ルーターを購入しなければなりません。

第9章 その他

第28条（専属的合意管轄裁判所）

契約者と IPJ 間で本規約を含む本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条（準拠法）

本規約を含む本契約は、日本法の適用を受け、日本法に準拠して解釈されるものとします。

第30条（定めなき事項）

本規約を含む本契約に関する疑義又は本契約に定めなき事項については、IPJ が決定する方針に従って処理することとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。